

# 定 款

株式会社宮入バルブ製作所

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社宮入バルブ製作所と称し、英文では MIYAIRI VALVE MFG. CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. バルブの製造および販売
2. 非鉄金属の販売
3. 建築用資材の製造および販売
4. 管工事、機械器具設置工事および水道施設工事
5. 計量器の製造および販売
6. 不動産の賃貸業務
7. 日用品雑貨の販売
8. 果樹栽培および観光農園の運営
9. 食品の加工および販売
10. 酒類の製造および販売
11. 農産物の生産、加工および販売
12. 前各号に附帯関連する業務

(所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数・単元株式数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とする。

② 当社の単元株式数は、100 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権

を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集地)

第11条 株主総会は、本店の所在地および東京都区内または山梨県南アルプス市においてこれを招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、決議権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第 17 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

- ② 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  
③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
④ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者および議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の方法等)

第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

- ② 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 23 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 27 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員数および選任方法)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

- ② 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  
③ 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分

の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第32条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規定)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終る。

(剰余金の配当)

第 41 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 43 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

- ② 未払い配当金には利息を付けない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

(2022年6月24日改正)